

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和6年11月1日現在）

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく掲示事項のご案内です。

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

・A 病棟（急性期一般入院料 5）

当病棟では、患者 10 名に対し 1 名の看護体制となっており、各時間帯の看護体制は下記のとおりとなっております。

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 | 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は約 7 人 |
| 17 時 15 分 ～ 翌 8 時 30 分 | 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は約 14 人 |

・B 病棟（急性期一般入院料 5）

当病棟では、患者 10 名に対し 1 名の看護体制となっており、各時間帯の看護体制は下記のとおりとなっております。

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 | 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は約 6 人 |
| 17 時 15 分 ～ 翌 8 時 30 分 | 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は約 15 人 |

・C 病棟（地域包括ケア病棟入院料 2）

当病棟では、患者 13 名に対し 1 名の看護体制となっており、各時間帯の看護体制は下記のとおりとなっております。

| | |
|------------------------|--------------------------|
| 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 | 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は約 7 人 |
| 17 時 15 分 ～ 翌 8 時 30 分 | 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は約 20 人 |

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC 対象病院について

当院では、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる DPC 対象病院となっております。

※医療機関別係数 1.2704

（基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.1432+機能評価係数 II 0.0727+救急補正係数 0.0094）

5. 東海北陸厚生局への届出事項に関する事項について

・当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

<基本診療料>

一般病棟入院基本料【急性期一般入院料 5】
地域包括ケア病棟入院料 2(看護補助体制充実加算 1)
医療 DX 推進体制整備加算 3
救急医療管理加算
診療録管理体制加算 3
医師事務作業補助体制加算 1【25 対 1】
急性期看護補助体制加算【25 対 1(看護補助者 5 割以上)】(看護補助体制充実加算 1)
看護職員夜間配置加算【16 対 1 配置加算 1】
療養環境加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算 1(医療安全対策地域連携加算 1)
感染対策向上加算 2(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
患者サポート体制充実加算
ハイリスク妊娠管理加算
後発医薬品使用体制加算 3
データ提出加算 2 □
入退院支援加算 2
認知症ケア加算 3
せん妄ハイリスク患者ケア加算

<特掲診療料>

心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算
がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ・ロ
婦人科特定疾患治療管理料
二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
院内トリアージ実施料
夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算
外来腫瘍化学療法診療料 1
がん治療連携指導料
薬剤管理指導料
医療機器安全管理料 1
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
在宅血液透析指導管理料
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算

HPV核酸検出
検体検査管理加算(Ⅰ)
検体検査管理加算(Ⅱ)
ロービジョン検査判断料
CT撮影及びMRI撮影
抗悪性腫瘍剤処方管理加算
外来化学療法加算 1
無菌製剤処理料
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
人工腎臓 1
導入期加算 1
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
緑内障手術(濾過胞再建術(needle 法))
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術【胃瘻造設術】
輸血管理料Ⅱ
貯血式自己血輸血管理体制加算
看護職員処遇改善評価料 50
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
入院ベースアップ評価料 87

・食事療養

当院では入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時)、適温で提供しています。

6. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を、外来については総合受付 1 番受付にて、入院については請求書に添付し無料で発行しております。

また、公費負担医療等の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を外来については総合受付 1 番受付にて、入院については請求書に添付し無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で受け取る場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

7. 保険外併用療養費に関する事項について

・特別の療養環境の提供

当院の1日にかかる室料差額料金(税込)は、別紙「病室特別使用料金表」をご覧ください。

・入院期間が180日を超える入院

180日を超えて入院されている患者さまは、一定の状態等にある方を除き、181日目からは入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%については「特定療養費」として患者さまにご負担いただくこととなります。当院では1日につき2,394円(税込)をご負担いただきます。

・医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療(リハビリテーション)

患者さまのご希望により、医科点数表等に規定する回数等を超えてお受けになる診療(リハビリテーション)につきましては、当院では下記のとおり費用を徴収させていただきます。

| 標準的算定日数を超え、1月に14単位以降1単位につき(上限超え費用)(税込) | |
|--|---------|
| 脳血管疾患等リハビリテーション料 I | 2,695 円 |
| 廃用症候群リハビリテーション料 I | 1,980 円 |
| 運動器リハビリテーション料 I | 2,035 円 |
| 呼吸器リハビリテーション料 I | 1,925 円 |

・その他保険外負担に係る費用

当院では、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用について、その使用料・利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。料金は別紙「自費価格表」「自費価格表(産科)」をご覧ください。

8. 医療情報取得について

当院では、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認等から取得する情報を活用して診療を行っております。

9. 医療DX推進の体制について

当院では、医療DXを通じた質の高い医療の提供に努めております。マイナンバーカードでの受付方法はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf> をご確認ください。

10. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進ならびに一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。また後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

後発医薬品および一般名処方について、ご不明な点などがありましたら主治医または薬剤部まで

ご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。詳細については別紙「医薬品の自己負担の新たな仕組み」をご覧ください。

11. 院内トリアージ実施について

当院では救急外来を受診される患者さまにトリアージを行っています。トリアージとは診療前に専門知識を有した看護師が症状をうかがい、患者さまの緊急度・重症度を判断し、より早期にケアを要する患者さんから優先して診療する方法です。場合によっては診療の順序が前後することがありますが、ご理解をお願いいたします。

12. 外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、専任の職員を配置し、外来腫瘍化学療法診察料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に対応できる体制を整備しております。また、急変時等の入院が必要な場合には、当院へ入院できる体制を整備しております。

実施されている化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。

13. 厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について（医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術）

別紙「施設基準適合手術症例数について」をご覧ください。